

令和 8 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 4 日 招 集
流 山 市

目 次

- 3 0 専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号））
- 3 1 令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 2 号）
- 3 2 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）
- 3 3 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 3 4 流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について
- 3 5 財産の取得について（高規格救急自動車購入）
- 3 6 令和 8 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 7 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 8 流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 9 令和 8 年度流山市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 4 0 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 1 市道路線の認定について
- 4 2 市道路線の廃止について

- 9 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 1 0 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 1 1 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 1 2 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 1 3 繰越計算書について（水道事業会計）
- 1 4 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 1 5 専決処分の報告について
- 1 6 専決処分の報告について

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 インターネット分離対策機器保守事業に係る次期仮想基盤の更新において、世界的なAI需要の増加等に伴うハードウェア等の価格高騰及び納期の長期化に対応するため、早急に契約を行い機器の確保を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和8年4月27日付けで令和8年度流山市一般会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 2 7 日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されること等に伴い、令和8年度以後の市民税、固定資産税等の賦課等について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第18条中「、第73条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第73条の6第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第33条の7第1項第2号中「所得税法第78条第3項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の所得税法第78条第3項」に改め、同条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「及び第35条の3の3第1項」を「並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第35条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第35条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第22条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所

得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第47条の2の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第22条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第35条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第51条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第72条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第72条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第73条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第73条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第73条の2の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条の3から第73条の8までを削る。

第74条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第75条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第77条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条第2項中「第72条第3項ただし書」を「第72条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第2条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第3条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第3条の3の2第1項」を「附則第3条の3第1項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第3条の4中「又は附則第14条の3第1項」を「、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第3条の3の2第1項」を削る。

附則第5条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第5条の3第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、

同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第18項を第15項とし、第19項を第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第5条の4第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の2の3から第10条の7までを削る。

附則第11条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第11条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第11条の3第3項第2号、第11条の4第3項第2号及び第12条第3項第2号中「、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「及び附則第3条の3第1項」に改める。

附則第12条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のため

の譲渡に該当しないものとみなす。

附則第13条第5項第2号及び第14条第2項第2号中「、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「及び附則第3条の3第1項」に改める。

附則第14条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第14条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第14条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第1条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3第2項第2号中「、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「及び附則第3条の3第1項」とする。

附則第14条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第14条の5第2項第2号及び第5項第2号中「、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」を「及び附則第3条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに附則第2条の改正規定及び附則第3条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第51条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第5条の2の改正規定及び附則第12条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第3条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及

び附則第14条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の流山市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の流山市税条例附則第3条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋

とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の流山市税条例附則第3条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第12条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第12条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第14条の2の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項

に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 流山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

（流山市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 流山市税条例の一部を改正する条例（令和6年流山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項の改正規定中「第78条第3項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の所得税法第78条第3項」に改める。

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されることに伴い、令和8年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第31項から第33項まで若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第30項から第32項まで若しくは第43項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項、第9項及び第11項」を「附則第9項、第10項及び第12項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第10項から第14項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成

24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

4 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の流山市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機
を用いて行う投票に関する条例の制定について

流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機を用
いて行う投票に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式
投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13
年法律第147号）第3条第1項の規定により、流山市議会議
員及び流山市長の選挙において電磁的記録式投票機を用いた方
法による投票を行うためである。

流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機
を用いて行う投票に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。）に基づき、流山市議会議員及び流山市長の選挙において電磁的記録式投票機を用いた方法により投票を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、法において使用する用語の例による。

(電磁的記録式投票機による投票)

第3条 流山市議会議員及び流山市長の選挙における投票（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第47条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定による投票を除く。）は、法第3条第1項に規定する電磁的記録式投票機を用いた方法により行うものとする。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法)

第4条 電磁的記録式投票機における候補者（流山市議会議員及び流山市長の選挙における候補者をいう。以下同じ。）の氏名及び党派別（以下「氏名等」という。）の表示は、次の各号に掲げる方法のうち、流山市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する方法によるものとする。

- (1) 電磁的記録式投票機の画面（以下「画面」という。）に全ての候補者の氏名等を同時に表示する方法
- (2) 画面に表示された五十音の中から、選挙人が電磁的記録式投票機を操作して選択した音で始まる氏名の候補者の氏名等を当該画面に同時に表示させる方法
- (3) 選挙人がペン型の入力装置等を用いて画面に入力した内容を電磁的記録式投票機に認識させ、その認識された内容に近似する文字列に近似する氏名の候補者の氏名等を当該画面に同時に表示させる方法
- (4) 選挙人が電磁的記録式投票機を操作することにより、全ての候補者の氏名等を連続的に画面に順次表示させる方法

(5) 選挙人が電磁的記録式投票機を操作することにより、全ての候補者の氏名等が数名ごとに同時に表示される画面の表示を切り替えて順次表示させる方法

2 委員会は、前項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項各号に掲げる方法で2以上の候補者の氏名等を同時に表示させる場合及び候補者の氏名等を画面に順次表示させる場合の表示の順序は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定める順序が早い候補者の氏名等から順に表示するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和9年4月1日以後その期日を告示される流山市議会議員及び流山市長の選挙から適用する。

議案第 35 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和8年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 高規格救急自動車 2台 |
| 2 | 取得目的 | 高規格救急自動車の更新 |
| 3 | 取得金額 | 107,800,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 流山市南流山7丁目1番地の1
千葉トヨタ自動車株式会社 流山店
店長 大隈 啓史 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

参考資料

高規格救急自動車概要

- 1 車 種 トヨタ救急車“ハイメディック”
- 2 規 格 全長 5,600ミリメートル
全幅 1,895ミリメートル
全高 2,490ミリメートル
- 3 エンジン出力 160PS
- 4 駆 動 4輪駆動方式
- 5 乗車定員 7名
- 6 主な車両装備品及び付属品
 - (1) LED赤色警光灯
 - (2) モーターサイレン
 - (3) 心臓マッサージシステム
 - (4) メインストレッチャー
 - (5) 間仕切り壁
 - (6) 固定式人工呼吸器
 - (7) 酸素吸入装置
 - (8) 高度救命処置用資機材一式
- 7 履行期間 議会の議決の日の翌日から令和8年10月30日まで

業 者 経 歴 表

会 社 名	千葉トヨタ自動車株式会社	
代 表 者	代表取締役 出野 祥平	
自 己 資 本 額	40,971,860千円 (資本金額 50,000千円)	
所 在 地	本 社	千葉県千葉市中央区登戸二丁目2番7号
主 な 取 扱 商 品 及 び 事 業 内 容	トヨタ車、レクサス車及び軽自動車（ダイハツ車・スズキ車）の新車販売、中古車販売、自動車修理並びにリース車に関する業務	
過 去 2 か 年 の 年 間 平 均 販 売 実 績 高	令和6年3月期	92,061,511千円
	令和7年3月期	93,897,598千円
	平 均	92,979,555千円
過 去 の 主 な 販 売 実 績	物 品 名	高規格救急自動車・高度救命処置用資機材
	発 注 者	習志野市
	契 約 金 額	62,150,000円
	納 入 年 月 日	令和8年1月16日
	物 品 名	高規格救急自動車製造
	発 注 者	浦安市
	契 約 金 額	41,635,000円
	納 入 年 月 日	令和8年1月27日

議案第 37 号

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を廃止するためである。

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例（平成23年流山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市幼児教育支援センターの設置等に関する条例

第1条第1項中「設置し、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく幼稚園として幼児教育支援センターに流山市幼児教育支援センター附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）を」を削り、同条第2項中「及び附属幼稚園」を削り、同条第3項を削る。

第2条第4号中「附属幼稚園の活動を利用した」を「幼児教育のための」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条から第10条までを削り、第11条を第4条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。
（流山市職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2の5級の項中「又は幼稚園副園長」を削り、同表6級の項中「又は幼稚園長」を削る。
（流山市立幼稚園協議会条例の廃止）
- 3 流山市立幼稚園協議会条例（平成5年流山市条例第9号）は、廃止する。
（流山市学校事故調査委員会設置条例の一部改正）
- 4 流山市学校事故調査委員会設置条例（令和2年流山市条例第32号）の一部を次のように改正する。
第1条中「幼稚園、」及び「幼児、」を削る。

議案第 38 号

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月4日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市八木南第3コミュニティ・ホームの移転建替えに伴い、
当該コミュニティ・ホームの位置を改めるためである。

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例（昭和47年流山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の表流山市八木南第3コミュニティ・ホームの項中「流山市芝崎373番地の3」を「流山市芝崎388番地の1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 40 号

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 41 号

市道路線の認定について

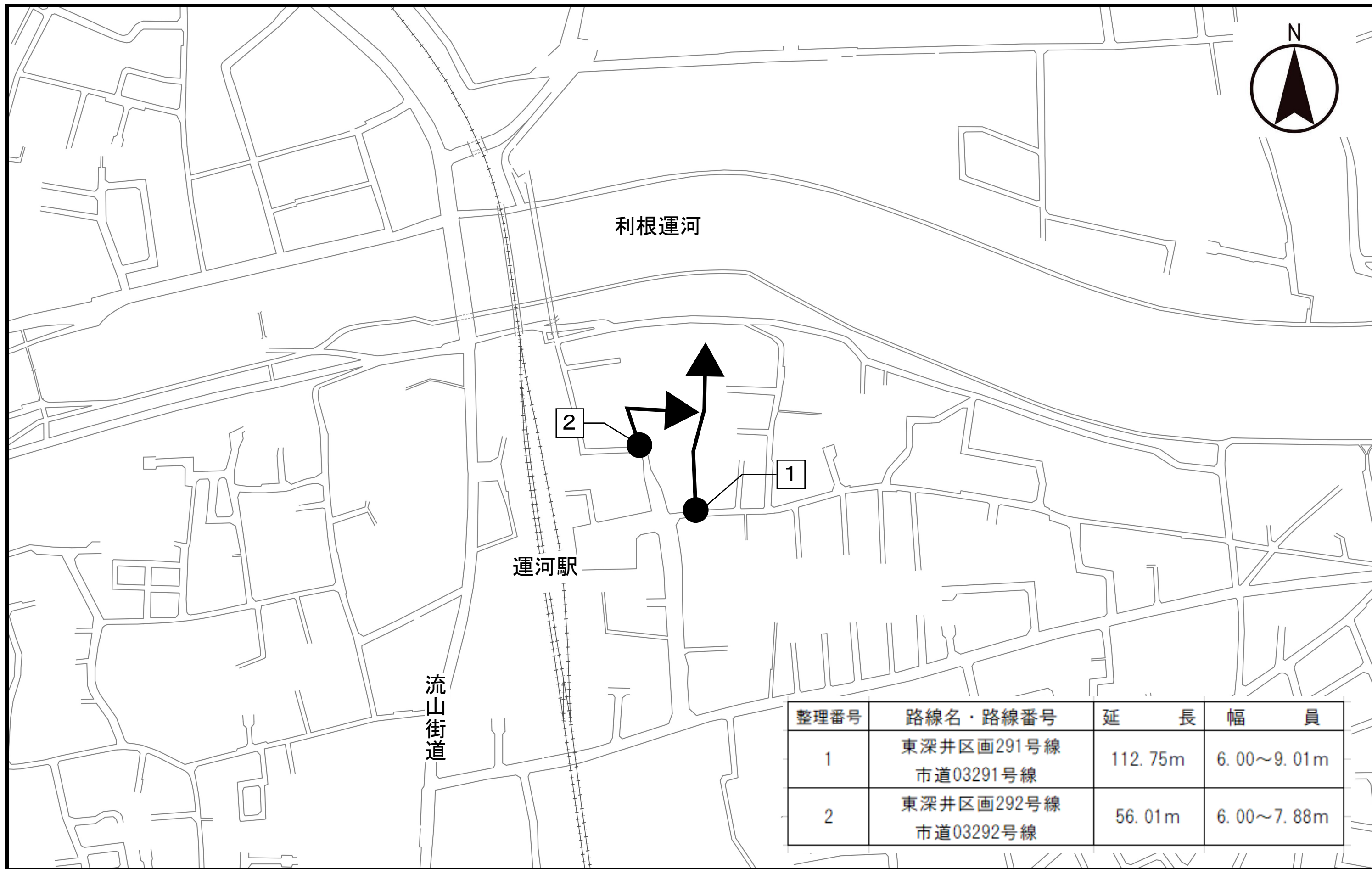
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和8年6月4日提出

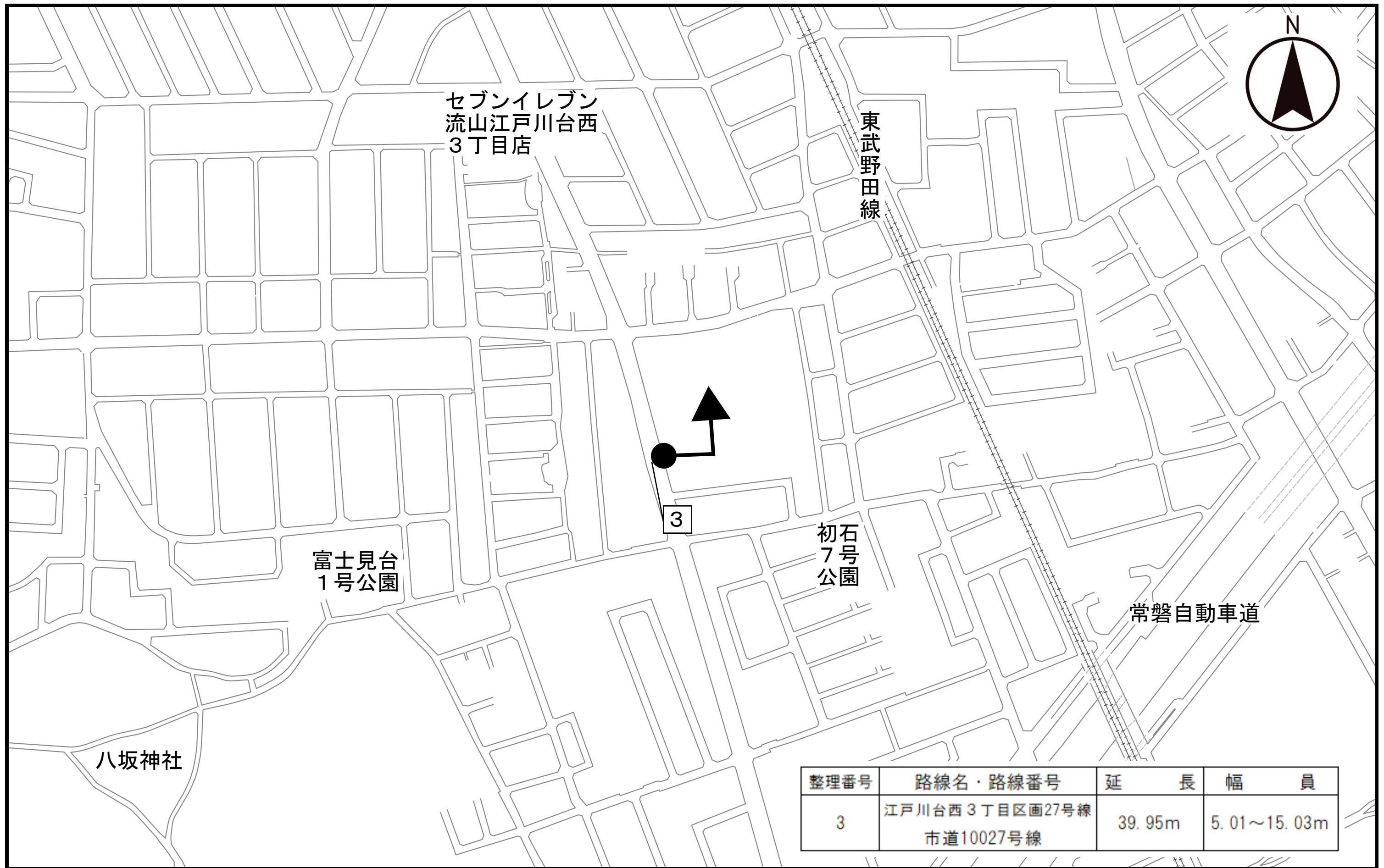
流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	03291	東深井区画291号線	東深井字赤土429番4	
			同 所同 番1	
2	03292	東深井区画292号線	東深井字赤土429番17	
			同 所同 番20	
3	10027	江戸川台西3丁目区画27号線	江戸川台西3丁目33番78	
			同 所同 番71	

市道認定路線図



市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
3	江戸川台西3丁目区画27号線 市道10027号線	39.95m	5.01~15.03m

議案第 42 号

市道路線の廃止について

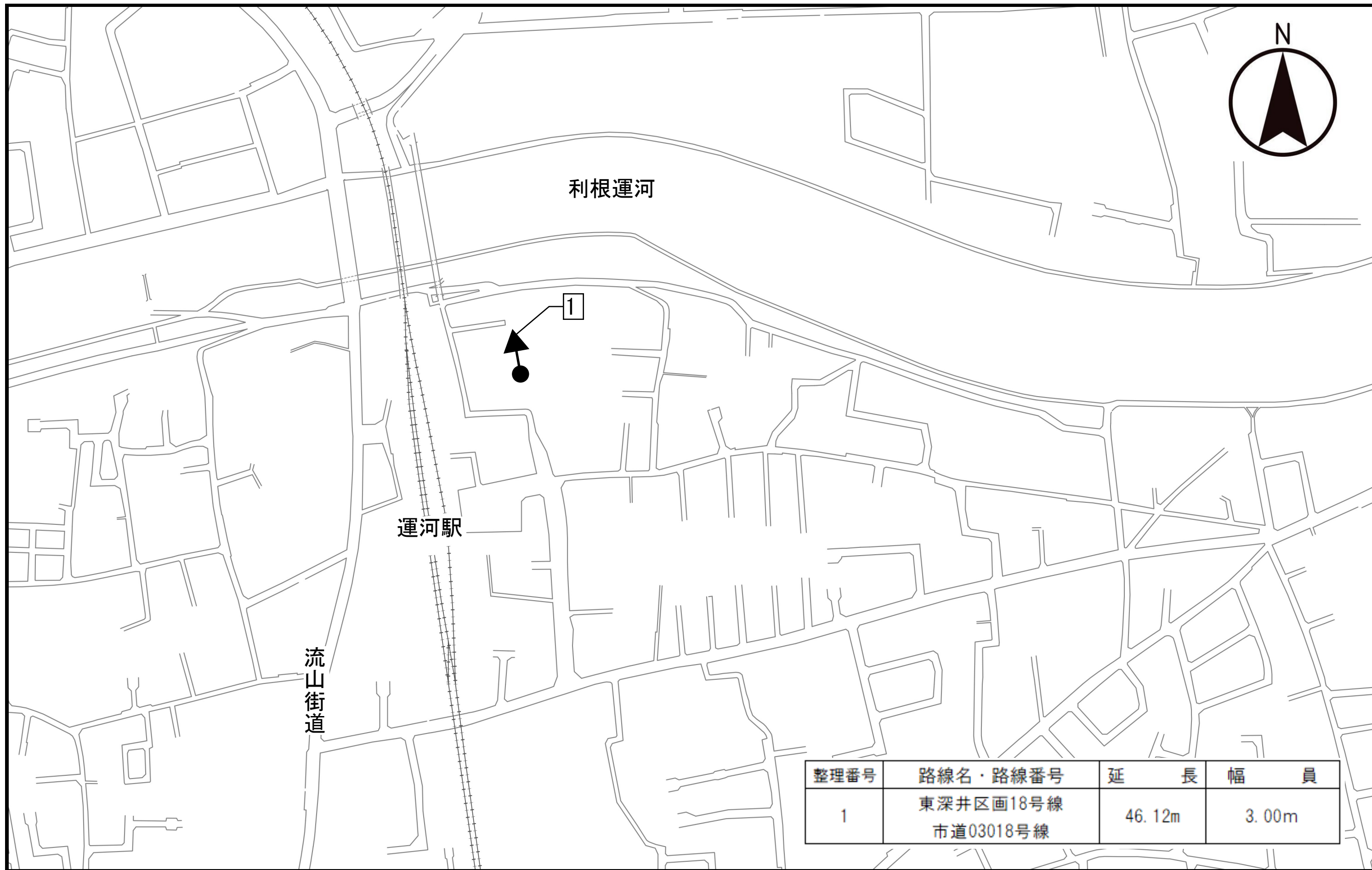
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和8年6月4日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
			終点	
1	03018	東深井区画18号線	東深井字赤土433番2	
			同 所431番1	

市道廃止路線図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
1	東深井区画18号線 市道03018号線	46.12m	3.00m

報告第 9 号

継続費繰越計算書について

令和7年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和7年度流山市一般会計継続費繰越計算書

番号	款	項	事業名	継続費額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
												国県支出金	地方債	その他
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務管理事業（戸籍振り仮名登録等業務委託）	18,000,000	15,572,000		15,572,000	15,504,610	67,390	67,390	67,390			
2	3 民生費	1 社会福祉費	福祉諸計画策定事業	8,979,000	8,000,000		8,000,000	5,390,000	2,610,000	2,610,000	2,610,000			
3		2 児童福祉費	学童クラブ施設整備事業	512,650,000	153,795,000		153,795,000	49,836,541	103,958,459	103,958,459	103,958,459			
4	8 土木費	2 道路橋りょう費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	2,436,670,000	270,251,000	271,178,645	541,429,645	280,075,845	261,353,800	261,353,800	26,071,800	2,582,000	232,700,000	
5		4 都市計画費	生産緑地に関する図書作成事業	12,276,000	6,501,000		6,501,000	4,563,000	1,938,000	1,938,000	1,938,000			
6			都市計画見直し事業（区域区分等）	12,540,000	3,212,000	1,461,000	4,673,000	2,234,000	2,439,000	2,439,000	2,439,000			
7	10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等改修事業（流山北小学校バリアフリー化改修設計）	27,390,000	5,478,000		5,478,000		5,478,000	5,478,000	5,478,000			
8			小学校校舎等改修事業（流山北小学校エレベーター棟増築及びバリアフリー化改修工事請負費等）	388,530,000	47,706,000		47,706,000		47,706,000	47,706,000	209,000	9,597,000	37,900,000	
9			小学校校舎等リニューアル事業	46,530,000	9,306,000		9,306,000		9,306,000	9,306,000	4,906,000		4,400,000	
10			小学校校舎等リニューアル事業（東小学校エレベーター棟増築工事請負費等）	259,380,000	128,568,000		128,568,000		128,568,000	128,568,000	193,000	4,775,000	123,600,000	
11			おおぐろの森小学校校舎増築事業（校舎等建設工事請負費等）	567,930,000	170,379,000		170,379,000	48,461,459	121,917,541	121,917,541	22,055,541	31,362,000	68,500,000	
合計				4,290,875,000	818,768,000	272,639,645	1,091,407,645	406,065,455	685,342,190	685,342,190	169,926,190	48,316,000	467,100,000	

報告第 10 号

繰越明許費繰越計算書について

令和7年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和7年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定 市債	財源 その他	一般財源
1	2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務管理事業	770,000	770,000		770,000			
2			戸籍事務管理事業	2,926,000	1,211,000		1,211,000			
3	3 民生費	1 社会福祉費	障害児者福祉施設整備費補助事業	9,553,000	9,051,609					9,051,609
4		2 児童福祉費	私立保育所整備補助事業	182,219,000	182,219,000					182,219,000
5			ファミリーサポートセンター支援事業	23,371,000	19,404,000					19,404,000
6			物価高騰支援事業（子ども家庭課 子育て応援手当分）	95,169,000	87,940,628					87,940,628
7		3 生活保護費	生活保護法に基づく扶助事業（追加給付）	112,308,000	112,308,000					112,308,000
8	4 衛生費	1 保健衛生費	健康増進事業	237,000	236,500					236,500
9			脱炭素重点対策事業	40,742,000	40,742,000		40,742,000			
10			物価高騰支援事業（財政調整課 水道基本料金無料化分）	550,500,000	550,500,000		550,500,000			
11	6 農林水産業費	1 農業費	物価高騰支援事業（農業振興課 おこめ券配布分）	80,682,000	80,682,000		80,682,000			
12	8 土木費	2 道路橋りょう費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	17,077,000	11,698,000			5,900,000		5,798,000
13			東小学校前通学路道路拡幅改良事業	97,593,000	51,901,000		7,381,000	38,000,000		6,520,000
14			交差点改良事業	7,810,000	7,810,000					7,810,000
15			区画道路改良事業	60,347,000	48,977,000		6,280,000	24,100,000		18,597,000
16			橋りょう補修事業	22,500,000	22,500,000		9,900,000	8,100,000		4,500,000
17		4 都市計画費	初石駅施設整備事業	69,738,000	69,650,410		7,300,000	38,900,000		23,450,410
18			地域公共交通活性化事業	3,129,000	3,129,000					3,129,000
19			自転車ネットワーク整備事業	26,750,000	26,750,000		13,375,000			13,375,000
20			江戸川台駅東口周辺地区再整備事業	29,123,000	29,123,000			12,700,000		16,423,000
21			南流山駅周辺市街地再整備事業	13,220,000	13,183,000					13,183,000
22			運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理負担事業	199,688,000	44,841,791			16,700,000		28,141,791
23			流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業	11,399,000	11,396,000					11,396,000
24			都市計画道路3・4・9号南流山名都借線道路改良事業	110,270,000	110,270,000		49,508,000	54,600,000		6,162,000
25			都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線道路改良事業	58,263,000	44,490,000			40,000,000		4,490,000
26	新たな賑わい空間創出事業	39,000,000	39,000,000		13,800,000	15,200,000		10,000,000		
27	9 消防費	1 消防費	本部・署庁舎整備事業	3,575,000	3,575,000			3,500,000		75,000
28	10 教育費	1 教育総務費	I C T学習空間整備事業	602,016,000	602,016,000		202,673,000	399,100,000		243,000
29		2 小学校費	小学校校舎等改修事業	203,600,000	203,600,000		68,544,000	134,200,000		856,000
30			小学校設備改修事業	115,016,000	115,016,000		38,719,000	75,800,000		497,000
31			小学校校舎等リニューアル事業	687,368,000	687,368,000		212,413,000	474,400,000		555,000
32		3 中学校費	中学校校舎等改修事業	319,154,000	319,154,000		84,057,000	234,200,000		897,000
33			中学校設備改修事業	80,949,000	80,949,000		27,252,000	53,400,000		297,000
合 計				3,876,062,000	3,631,461,938		1,415,107,000	1,628,800,000		587,554,938

報告第 11 号

事故繰越し繰越計算書について

令和7年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和7年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

番号	款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
					支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国 支 出	県 金		
1	7 商工費	1 商工費	流山本町・利根運河 ツーリズム推進事業	9,970,000	7,698,000	2,272,000	2,272,000				2,272,000	本事業は、流山本町・利根運河両地域におけるツーリズムの推進のため補助金交付を行うものであるが、補助金交付決定を受けた事業者から、工事事業者との設計協議において外観意匠の調整等が発生し、施工着手が遅れたことを理由として事業期間の延長を求める変更申請があったことから、年度内の事業完了が困難となった。 事業の完了は、令和8年6月30日の予定である。	
2	8 土木費	4 都市計 画費	初石駅施設整備事業	21,175,216	11,825,216	9,350,000	9,350,000				9,350,000	本事業は、初石駅西側の自転車駐車場等の整備を行うものであるが、東武鉄道株式会社が施行する西口駅前広場の暫定整備に不測の日数を要し、本工事の着手が遅れたことから、年度内の事業完了が困難となった。 事業の完了は、令和8年9月30日の予定である。	
合 計				31,145,216	19,523,216	11,622,000	11,622,000				11,622,000		

報告第 12 号

繰越明許費繰越計算書について

令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	市債	その他	
1	2 土地区画整理事業費	1 西平井・鱒ヶ崎地区土地区画整理事業費	西平井・鱒ヶ崎地区土地区画整理事業	円 5,140,000	円 3,413,000	円 一般会計繰入金 3,413,000	円	円	円	円
2		2 鱒ヶ崎・思井地区土地区画整理事業費	鱒ヶ崎・思井地区土地区画整理事業	円 5,140,000	円 3,413,000	円 一般会計繰入金 3,413,000				
合計				10,280,000	6,826,000	6,826,000				

報告第 13 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和7年度流山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損益勘定留保資金	企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	おおたかの森浄水場中央監視システム更新事業(中央監視システム更新工事)	927,709,000	160,261,000		160,261,000		160,261,000	160,261,000	48,061,000	112,200,000	
		おおたかの森浄水場中央監視システム更新事業(施工監理業務委託)	14,982,000	4,114,000		4,114,000		4,114,000	4,114,000	4,114,000		
合計			942,691,000	164,375,000		164,375,000		164,375,000	164,375,000	52,175,000	112,200,000	

令和7年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	国庫補助金	企業債	工負担金			
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水場監視システム更新工事	112,944,000		112,944,000	33,444,000		79,500,000				入札が一度取りやめとなったことにより発注時期が大幅に遅れたことから、年度内の完成が困難となったため
		流山4号井ほか更生工事	20,339,000		20,339,000	20,339,000						ポンプの納品に期間を要することから、年度内の完成が困難となったため
		江戸川台主要配水管改良工事(R7-2工区)	92,565,000		92,565,000	92,565,000						埋設管が集中しており、配管計画に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		東部地域主要配水管改良工事(R7-1工区)	122,815,000		122,815,000	122,815,000						狭隘な現場であり、安全対策を含めた施工調整に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		東部地域主要配水管改良工事(R7-2工区)	176,652,500		176,652,500	176,652,500						埋設管が集中しており、配管計画に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		東深井配水管改良工事(R7-1工区)	86,515,000		86,515,000	86,515,000						狭隘な現場であり、安全対策を含めた施工調整に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		駒木台配水管改良工事(R7-1工区)	86,625,000		86,625,000	86,625,000						埋設管が集中しており、配管計画に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		東初石3丁目配水管改良工事(R7-1工区)	56,144,000		56,144,000	56,144,000						狭隘な現場であり、安全対策を含めた施工調整に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		鱈ヶ崎配水管改良工事(R7-1工区)	33,000,000		33,000,000	29,700,000	3,300,000					国庫補助金の補正予算の追加内示に伴って、3月補正により予算措置したことから、年度内完成が困難となったため
		長崎2丁目配水管改良工事(R7-1工区)	47,553,000		47,553,000	47,553,000						先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		前ヶ崎配水管改良工事(R7-1工区)	14,060,200		14,060,200	14,060,200						先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
東深井ほか舗装本復旧工事(R7)	19,239,000		19,239,000	19,239,000						先行工事である配水管改良工事の遅延により、年度内完成が困難となったため		

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	国庫補助金	企業債	工負担事金			
		長崎2丁目ほか舗装本復旧工事(R7)	12,584,000		12,584,000	12,584,000						狭隘な現場であり、安全対策を含めた施工調整に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため
		東部地域主要配水管改良工事実施設計委託(R7)	12,078,000		12,078,000	12,078,000						河川管理者である国土交通省との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため
		東初石1丁目ほか配水管改良工事実施設計委託(R7)	8,580,000		8,580,000	8,580,000						常磐自動車道の管理者であるNEXCO東日本との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため
		東部地域主要配水管に係る仮設配管設計業務委託	4,917,000		4,917,000	4,917,000						区画整理事業者である千葉県との主要配水管設計ルート協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため
	2つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区配水管拡張工事(R7-3工区)	35,255,000		35,255,000				35,255,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		運動公園周辺地区配水管拡張工事(R7-4工区)	29,585,000		29,585,000				29,585,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
合計			971,450,700		971,450,700	823,810,700	3,300,000	79,500,000	64,840,000			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						水道事業収	企業債	他会計補助金			
1 水道事業費用	1 営業費用	水道基本料金免除に係るシステム改修及び適格請求書作成等業務委託	円 10,500,000	円	円 5,615,500	円	円	円 5,615,500	円 4,884,500	円	水道基本料金減免のシステム構築に時間を要し、年度内の完成が困難になったため
合計			10,500,000		5,615,500			5,615,500	4,884,500		

報告第 14 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

令和7年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産の 購入限度額	説明	
						損益勘定 留保資金	企業債	国庫 補助金	工事 負担金	繰越 工事 資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	第5污水枝線工事(E7-501)	46,400,000		46,400,000	27,400,000	9,500,000	9,500,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため	
		第5污水枝線工事(E7-502)	72,185,000		72,185,000	41,025,000	15,580,000	15,580,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため	
		第7-2污水枝線工事(E7-722)	173,618,000		173,618,000	51,618,000	61,000,000	61,000,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため	
		第7-2污水枝線工事(E7-723)	132,830,000		132,830,000	77,490,000	27,670,000	27,670,000					埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため	
		第7-2污水枝線工事(E7-72A)	36,000,000		36,000,000	25,900,000	5,050,000	5,050,000					資材価格調査等に時間を要したことから、発注が遅れ年度内の完成が困難となったため	
		第5污水枝線工事(E7-501)等に 伴うガス管等移設	18,000,000		18,000,000	18,000,000								本体工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		若葉台団地污水管改築工事 (その4)	40,000,000		40,000,000		21,000,000	19,000,000						カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
		若葉台団地污水管改築工事 (その5)	40,000,000		40,000,000	1,900,000	19,100,000	19,000,000						カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
		若葉台団地污水管改築工事 (その6)	40,000,000		40,000,000	4,000,000	18,000,000	18,000,000						カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
		若葉台団地污水管改築工事 (その7)	40,000,000		40,000,000	4,000,000	18,000,000	18,000,000						カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
		若葉台団地舗装復旧工事 (その1)	20,000,000		20,000,000	2,000,000	9,000,000	9,000,000						先行する改築工事が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		若葉台団地舗装復旧工事 (その2)	26,000,000		26,000,000	2,000,000	12,000,000	12,000,000						先行する改築工事が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		若葉台団地舗装復旧工事 (その3)	31,189,000		31,189,000	3,189,000	14,000,000	14,000,000						先行する改築工事が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		美田団地污水管改築工事 (その1)	42,000,000		42,000,000	2,000,000	20,000,000	20,000,000						カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
美田団地污水管改築工事 (その2)	42,000,000		42,000,000	2,000,000	20,000,000	20,000,000						カメラ調査で不明であった箇所の設計に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため		

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金	繰越工事金			
		公共下水道污水管改築基本設計業務委託（平和台ほか）	27,840,000		27,840,000	1,040,000	13,400,000	13,400,000					先行するカメラ調査業務委託が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		下水道管渠テレビカメラ調査業務委託（R7-1）	13,000,000		13,000,000	13,000,000							ストックマネジメント計画の検討に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
		下水道管渠テレビカメラ調査業務委託（R7-2）	13,160,000		13,160,000	13,160,000							ストックマネジメント計画の検討に時間を要したことから、年度内の発注が困難となったため
	つくばエクスプレス沿線整備事業費	公共下水道（污水）管きよ布設工事（運公R7-3）	26,682,000		26,682,000		5,000,000	5,000,000	16,682,000				先行する千葉県の造成工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		公共下水道（雨水）管きよ布設工事（運公R7-2）	30,850,000		30,850,000				30,850,000				埋設管が集中しており設計の再検討に時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため
		公共下水道（雨水）管きよ布設工事（運公R7-3）	26,000,000		26,000,000		10,000,000	10,000,000	6,000,000				先行する千葉県の造成工事が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		公共下水道（雨水）管きよ布設工事（運公R7-4）	45,122,600		45,122,600		20,100,000	20,130,000	4,892,600				千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		公共下水道（污水）管きよ実施設計委託（運公R7-1）	14,100,000		14,100,000		4,000,000	4,000,000	6,100,000				千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業の計画変更が遅延したことから、年度内の完成が困難となったため
		公共下水道（雨水）管きよ実施設計委託（運公R7-1）	15,000,000		15,000,000		2,000,000	2,000,000	11,000,000				千葉県の運動公園周辺地区区画整理事業が遅延したことから、年度内の発注が困難となったため
		合 計		1,011,976,600		1,011,976,600	289,722,000	324,400,000	322,330,000	75,524,600			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						下水道事業収益	損益勘定留保資金	国庫補助金	工事負担金	繰越工事金			
1 下水道事業費用	1 営業費用	西平井調整池電気設備修繕	6,050,000		6,050,000	6,050,000							修繕対象となる制御盤等の主要部品である半導体の世界規模の流通不足の影響を受けて、納入時期に大幅な遅延が生じたため
		流山市公共下水道（污水・汚水適正処理構想）計画図作成業務委託	2,090,000		2,090,000	2,090,000							汚水適正処理構想の最終校正後に再び校正箇所が発覚し、履行期限までに完了することが困難となったため
2 資本的支出	1 建設改良費	第7-4汚水枝線工事（E6-741）	117,392,000		117,392,000		117,392,000					一般国道6号線の推進工法変更に伴い千葉国道事務所との協議に日数を要したことから、当初計画していた工程から進捗が遅れが生じたため	
	合 計		125,532,000		125,532,000	8,140,000	117,392,000						

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 学校敷地内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月30日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立向小金小学校の職員が、草刈機で同校の敷地内で草刈りをしていたところ、飛び石により当該敷地内に駐車していた相手方車両のリアガラスを破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和7年9月29日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市向小金3丁目149番地の1
（流山市立向小金小学校敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県柏市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和8年3月30日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 217,283円 |

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 学童クラブ敷地内で発生した物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月15日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 相手方の職員が運転する車両が、流山小学校区第3おおぞら学童クラブに隣接する特別養護老人ホームの駐車場において後進したところ、当該学童クラブの敷地内のフェンスに衝突し、当該フェンスを損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和8年1月24日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山9丁目500番地の43
(流山小学校区第3おおぞら学童クラブ敷地内) |
| 4 | 相 手 方 | 社会福祉法人あかぎ万葉
流山市大字東深井520番地の1 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和8年5月15日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 市の損害額の全額を相手方が負担する。 |
| 8 | 和 解 金 額 | 244,029円 |